

令和7年4月18日

関係団体 各位

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続等に係る
事前相談について（お知らせ）

本市の行政運営につきまして、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和7年5月1日から盛土規制法の運用を開始することから、事前相談をお受けしております。

つきましては、貴団体所属の会員各位に対しまして、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 開始手続

(1) 事前相談について

現在施工中又は計画中の工事について、盛土規制法に係る手続の要否について判断いたします。

(2) 事前協議、許可申請について

事前相談を経て、許可を要すると判断された工事について、事前協議にて技術基準の確認を行い、基準を満たしたものについて、許可申請をお受けいたします。

(3) 証明書の発行について

以下の内容について、証明書を発行いたします。

ア 盛土規制法に規定する許可を受けていること。

イ 盛土規制法に規定する許可を要しないこと。

ウ 盛土規制法第27条第1項の規定による届出を行ったこと。

エ 盛土規制法に規定する宅地造成若しくは特定盛土等に該当しないこと。

(イ及びエについては、事前相談にて判断したものに限りません。)

2 受付開始

- ・事前相談：随時受付
- ・許可申請、証明書の発行：令和7年5月1日から

3 リンク掲載先

宮崎市ホームページ>産業・事業者>建設・開発>開発許可>宅地造成及び特定盛土等規制法

〔 文書取扱：都市整備部開発審査課盛土対策係
電話(0985)21-1818 〕

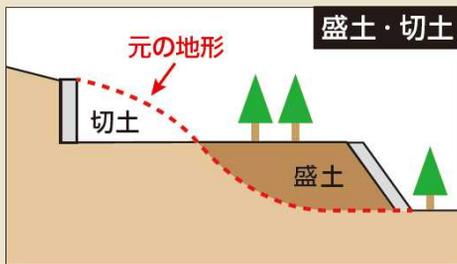
宮崎市において、令和7年5月1日から盛土規制法の運用を開始します。



盛土等にとまなう災害から人命を守るため、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。本市では令和7年5月1日より規制法の運用を開始します。令和7年5月1日時点で施工中又は施工予定の一定規模以上の盛土等は手続きが必要です。

盛土「等」とは？ 盛土・切土・土砂の仮置きのこと

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



(例)

- 宅地造成するための盛土・切土
- 残土処分場における盛土・切土
- 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土
- 土石のストックヤードにおける仮置き など

盛土規制法の概要

規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害をおよぼす可能性のあるエリアは、規制区域として指定します。

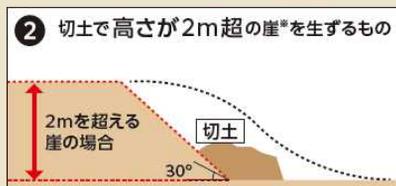
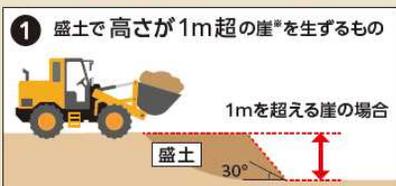
安全な盛土等をつくれます

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ責務があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等*が盛土等を安全に保つ責務があります。
*土地所有者等とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。

！ 許可または届出が必要となる盛土等の規模



*崖とは、地表面が水平面に対し、30°を超える角度をなす土地を指します。

許可や届出などの手続きが必要かどうかの事前相談を行っています。詳しくは市のホームページをご覧ください。



△盛土規制法の事前相談について
(市ホームページ)

【図・イラスト】
市広報みやざき2025 3月号より



お問い合わせ

森林区域に関すること：農政部 森林水産課
TEL：0985-21-1919（直通）/E-mail：15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp
森林区域以外に関すること：都市整備部 開発審査課
TEL：0985-21-1818（直通）/E-mail：30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp